経済産業省 Gビズフォーム

価格差に着目した支援の申請に関する手続

- 操作マニュアル(申請・届出者用) -



目次

1. はじめに	3
1 - 1 . 操作マニュアルの構成	3
1-2. G ビズフォームとは	
1-3. オンラインでの手続には、G ビズ ID (プライム、メンバー)	
1-4. 用語	
1-5. 入力可能な文字	
2. 価格差に着目した支援の申請に関する手続の流れ.	5
2-1. 手続の流れ	5
2 - 2 . 申請・届出ステータス	6
2-3. 申請までの手順	
2-4. 申請済みデータの確認手順	
2-5. 下書きや、差戻しの際の編集手順	
2-6. 取下げの手順	13
3.申請フォームの入力についての特記事項	14
3-1. 添付書類について	
添付の方法	14
添付に当たっての注意事項	15
3 - 2. 申請データの一時保存と、正式に申請・届出を行う	
入力した内容を一時保存し、省庁に申請(届出)を行わない場	
正式に省庁に申請(届出)を行う場合	
4. G ビズフォームからのメール通知サンプル	16

1. はじめに

本書は、価格差に着目した支援の申請に関する手続をオンラインで行うための事業者向けのマニュアルです。オンラインでの手続は、Gビズフォーム申請ポータルサイト(https://form.gbiz.go.jp/)で行い、Gビズ ID アカウントが必要です。



経済産業省 G ビズフォーム申請ポータルサイト

- 画面イメージや画面遷移は、本操作マニュアルを作成時点のもののため、変更される場合があります。
- 画面イメージは一部開発中の画面があり、実際の画面と異なる場合があります。

1-1. 操作マニュアルの構成

本書の他、<u>Gビズフォーム共通操作マニュアル</u>の2部構成です。Gビズフォーム共通操作マニュアルでは、以下の情報をご案内しています。

- Gビズ ID 概要
- G ビズフォームのサインイン方法
- 動作推奨環境等

1-2. G ビズフォームとは

Gビズフォームとは、経済産業省が受け付ける各種申請・届出をオンラインで行う、行政手続オンラインシステムです。 また、一部の手続は、他省庁や地方公共団体との共管手続にも対応しています。

1-3. オンラインでの手続には、G ビズ ID (プライム、メンバー) が必要

G ビズフォームから手続を行うには、事前に G ビズ ID (デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム)を取得する必要があります。

本手続では、**G ビズ ID プライムまたはメンバ**ーが必要です。また、G ビズ ID のログインの際には <u>G ビズ ID アプリによる二要</u> 素認証が必要です。

Gビズ ID について詳しくは「Gビズフォーム共通 操作マニュアル」をご参照ください。

1-4. 用語

本マニュアル上で使用する用語は以下に示す用法に従います。

用語	用法		
ポータルサイト	G ビズフォーム申請ポータルサイト(<u>https://form.gbiz.go.jp/</u>)を示す。		
申請	承認、許可など省庁による処分(通知)を求めて行う手続。		
届出	省庁が受理することで完結する手続。		
申請者	申請や届出を行う事業者側のユーザーを示す。申請型・届出型の手続問わず、共通し		
	て「申請者」と呼称する。		
担当者	省庁の担当者を示す。申請型・届出型の手続問わず、共通して「担当者」と呼称す		
	る。		
申請フォーム(届出フォーム)	申請や届出を行う入力フォームを示す。申請型・届出型の手続問わず、共通して「申		
	請フォーム」と呼称する。		
申請データ(届出データ)	入力作成した申請や届出データを示す。申請型・届出型の手続問わず、共通して「申		
	請データ」と呼称する。		

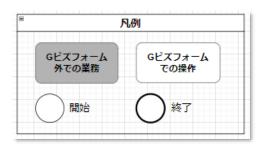
1-5. 入力可能な文字

本システムでは、政府システム統一ガイドライン「政府相互運用性フレームワーク(GIF)」に則り、以下の文字環境で運用を行っています。

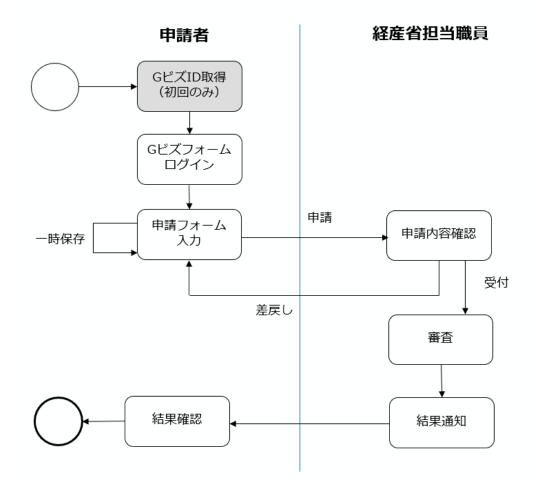
- 日本語符号化文字集合: JIS X 0213
- 符号化方式(文字コード): UTF-8
- ✓ JIS X 0213 には日本語漢字第一水準~第四水準が含まれます。
- ✓ 外字・環境依存文字等には対応しておりませんので、入力されないようお願いします。
- ✓ 法人名、氏名等に JIS X 0213 に含まれない外字が含まれる場合、JIS X 0213 に置き換えた代替文字での入力をお願いします。

2. 価格差に着目した支援の申請に関する手続の流れ

2-1. 手続の流れ



価格差に着目した支援申請フロー



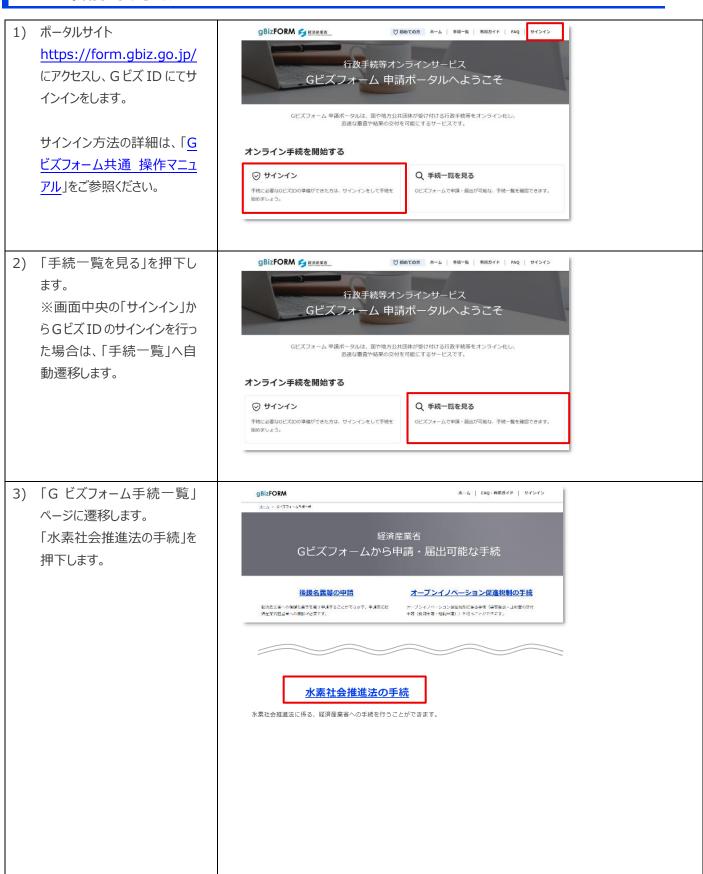
2-2. 申請・届出ステータス

本システムには、以下の申請・届出ステータスがあります。

申請ステータス	申請データの 編集	説明
下書き中	可	申請データを提出する前の状態を示す。何度でも編集が可能。
申請・届出済み	不可	申請・届出の提出を行い、経済産業省側がまだ未処理なもの。
差戻し	a.	提出された申請データが省庁の担当者によって差戻された状態を
差戻し 可 可	示す。編集及び取り下げが可能。	
審查•確認中	不可	経済産業省側で、形式確認や内容審査、確認を行っている。
承認•受理	不可	全工程の確認が終了し、審査・確認完了。
不承認•不受理	不可	手続に対して、申請・届出内容が適していない。
取下げ	不可	申請・届出者が自身で申請・届出を取下げ。

- 申請データに不備があった場合には、担当者が「差戻し」を行うことがあります。差戻しがあった場合は内容をご確認ください。
- 申請ステータスが「差戻し」時に、申請データの「取下げ」が可能です。

2-3. 申請までの手順





7) 「新規申請・届出(2/4)」 ページに遷移します。

申請者の情報を入力します。 必須項目は必ず入力したうえ で、入力内容を確認し、 「step3.申請・届出書類の 添付画面へ」を押下

新規申請・届出(2/4) Step2.情報入力 法人情報 法人名 必須* 法人番号 全角で入力ください 半角数字13桁、個人事業主は値を削除くださ 資源エネルギー庁 3000012090002 申請・届出者住所 郵便番号 必須* ハイフンなしの半角数字で入力ください 1008901 都道府県 必須* 市区町村 必須* 町域・番地・建物名等 必須* 全角で入力ください (例:東京都) 全角で入力ください (例 : 千代田区) (例: 霞が関1-3-1 ○○ビル101号室) 東京都 千代田区 爾が関1丁目3-1

8) 「新規申請・届出(3/4)」 ページに遷移します。

「申請・届出書類の添付」欄からそれぞれ必要な書類を添付します。

書類の添付は各申請・届け 出書類名右端の「v」ボタンを 押下し、「申請・届出書類の 添付追加」から行います。

※添付書類の追加方法は 3-1 添付書類についてを参 照してください。

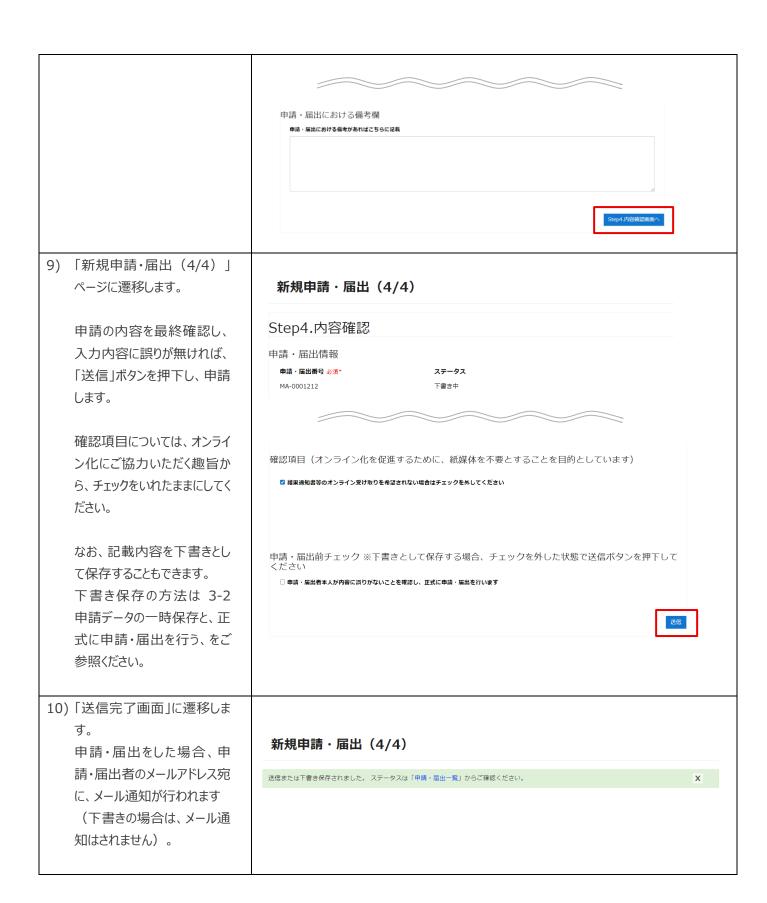
必要な書類を全て添付した ら、「step4.内容確認画面 へ」を押下

新規申請・届出(3/4)

申請・届出書類の添付

Step3.申請・届出書類の添付
必要書類を確認し添付してください
手統名 申請の提出(法第7条額係)
申請・脳出先 衛原エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー郎 水素・アンモニア課
対抗エインレイ・・・ 別上インレイ・・ 別上インレイ・・ のか パン・ピーノ ほ

申請・届出書類の添付は、各申請・届出書類名の右端「∨」ボタンを押下して、「申請・届出書類の添付追加」ボタンから行えます 添付有無 申請・届出者コメント 審査・確認担当者コメント 01_様式第一(別表含む) ~ 02 添付書類 1 - (1) ~ 03_添付書類 1 - (2) ~ 04_添付書類 2 - (1) ~ 05_添付書類 2 - (2) ~ 06_添付書類 2 - (3) ~ 07_添付書類 3 ~ 08_添付書類 4 ~ 09 添付書類 5 • 10 添付書類 6 •



2-4. 申請済みデータの確認手順

1) 「申請・届出一覧 画面」にて、参照したいデータの下向き 矢印ボタンから「詳 細ボタン」または「申 請・届出番号リンク」を押下します。



2-5. 下書きや、差戻しの際の編集手順

1) 「申請・届出一覧画面」にて、編集したいデータの下向き矢印ボタンから、「編集ボタン」を押下します。



 「編集画面」が 開きますので、 必要事項を編 集して、画面を 進みます。

> なお、経済産業 省からのコメント がある場合は、 コメント履歴に 反映されます。

編集(1/3)

申請・届出内容

申請・届出情報

申請・届出番号 必須*

ステータス

MA-0001212

下書き中

手続名

申請の提出(法第7条関係)

申請・届出先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課

コメント履歴

差戻し等の際、申請・届出先からのコメントが表示されます

3) 申請の内容を 最終確認し、入 力内容に誤りが 無ければ、「送 信」ボタンを押下 し、申請します。

編集 (3/3)

内容確認

申請・届出情報

申請·屆出番号 必須*

ステータス

MA-0001212

下書き中

確認項目(オンライン化を促進するために、紙媒体を不要とすることを目的としています)

- ☑ 結果通知書等のオンライン受け取りを希望されない場合はチェックを外してください
- □ 結果週知書等をオンラインで受け取る場合、保存その他正当な目的以外での結果週知書等の模製(ダウンロード)を行いません。また、結果週知書を返還した場合、返還以降、Gビズフォームから当該結果週知書等の複製(ダウンロード)を行いません。

申請・届出前チェック ※下書きとして保存する場合、チェックを外した状態で送信ボタンを押下して ください

□ 申請・届出者本人が内容に誤りがないことを確認し、正式に申請・届出を行います

送信

4) 「送信完了画面」に遷移します。 申請・届出をした場合、申請・ 届出者のメールアドレス宛に、 メール通知が行

編集 (3/3)

送信または下書き保存されました。ステータスは「申請・届出一覧」からご確認ください。

X

2-6. 取下げの手順

われます(下書きの場合は、 メール通知はされません)。

申請・届出一覧

申請・届出や、閲覧ができます。下記の手順にしたがって手続を進めてください。

■新規提出手順

- 「+新規」ボタンを押下してオンライン提出を開始します。
- 2. フォームに必要事項を入力後、必要書類を添付をし、送信ボタンを押下してください。
- 3. 申請・届出先担当者が、内容確認や審査を行います。ご登録をいたただいたメールアドレスにご連絡をしますので、お待ちください。
- ■内容の確認/編集/取下げ手順 申請・届出一覧の右端「v」ボタンを押下して、詳細/編集/取下げのいずれかを押下します。
- 1. [詳細]:申請・届出内容や申請・届出書類の詳細が確認できます。差戻しの理由等も確認できます。
- - 2. [編集]:申請・届出内容や申請・届出書類の編集をして提出ができます。ステータスが「下書き中」または「差戻し」の場合のみ有効です。
- 3. [取下げ]: 申請・届出を行ったデータの取下げができます。ステータスが「差戻し」の場合のみ有効です。





3. 申請フォームの入力についての特記事項

3-1. 添付書類について

添付の方法

申請・届出書類の添付欄の各書類名の右端「v」ボタンより添付します。

「v」ボタンを押下すると、編集タブが開きますので、「ファイルを選択」ボタンから、添付するファイルを追加してください。

添付するファイルは一つの項目に容量の上限の範囲までなら何個でも添付できます。

全て追加したら、「申請・届出書類を登録」ボタンを押下してください。

申請・届出書類の添付 申請・届出書類の添付は、各申請・届出書類名の右端「∨」ボタンを押下して、「申請・届出書類の添付追加」ボタンから行えます 申請・届出書類名 ↑ 添付有無 申請・届出者コメント 審査・確認担当者コメント 01_様式第一(別表含む) lacksquare申請・届出書類の添付追加 02_添付書類1-(1) 03_添付書類1-(2) 04 添付書類 2 - (1) * 05 添付書類 2 - (2) • **14**



添付に当たっての注意事項

- ・1 つの項目の中に複数のファイルを添付することが可能です。
- ・添付できるファイルの容量の上限は 100MB です。
- ・添付可能なファイル形式は Microsoft Word、Excel、PDF です。
- ・様式第一に記載の添付書類 $1\sim10$ については、申請・届出書類名のそれぞれに対応する項目に添付してください(例:定款の写し又はこれに準ずるものは添付書類 1-(1)に添付)。
- ・計画書記載内容を補完する資料については、その他資料に添付してください。
- 添付するファイルにはパスワードはかけないでください。
- ・複数のファイルを一つの ZIP フォルダに格納してまとめずに、ファイル毎にアップロードしてください。
- ・記載を補完する書類については、ファイル名に計画書のどの項目に対応した書類かを明記してください。

ファイル名の設定の仕方

様式 1_4(1)(□)_○○○.pdf 別表 1_2(1)_ ○○○.pdf

3-2. 申請データの一時保存と、正式に申請・届出を行う

入力した内容を一時保存し、省庁に申請(届出)を行わない場合

申請(届出)前の確認チェックボックスを**チェックせず**「一時保存 または 申請(届出)を行う」ボタンを押下してください。 一時保存データは、申請・届出一覧ページから「V ボタン-編集 Iから再度、編集が可能です。

届出前の確認(一時保存を行う場合は、チェックをしないでください)
□届出の準備が整いましたので、正式に届出を行います。(必要な情報を入力・添付をしたことを確認してください。)
──時保存 または 届出を行う

正式に省庁に申請(届出)を行う場合

申請(届出)前の確認チェックボックスをチェックして「一時保存 または 申請(届出)を行うバイタンを押下してください。

届出前の確認(一時保存を行う場合は、チェックをしないでください)

図届出の準備が整いましたので、正式に届出を行います。(必要な情報を入力・添付をしたことを確認してください。)

一時保存 または 届出を行う

4. G ビズフォームからのメール通知サンプル

新規申請や、申請が差戻しされた場合など、Gビズフォームから申請・届出者のメールアドレスに通知メールが発出されます。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。